

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

まんぷく祭り

毎回異なる料理テーマで2カ月に1度開催しているグルメイベント。今回のテーマは「海鮮料理」と「子どもが喜ぶ料理」です！
 とき 1月26日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ 三沢市コミュニティーマーケット
 問三沢市産業政策課 ☎53111内線280

企画展「元会津藩士

新天地を目指し斗南へ」

最初の斗南藩庁が置かれた五戸代官所やその周辺に移り住んだ藩士に焦点を当て、その生活を紹介します。
 とき 3月30日(日)まで
 ところ 三沢市先人記念館
 問三沢市先人記念館 ☎593009

企画展「寺山修司の言葉展」

あらゆるジャンルで活躍するトップクリエイターたちが、「言葉の錬金術師」とも呼ばれた寺山修司の言葉にインスパイアされた作品を発表しています。
 とき 3月30日(日)まで
 ところ 三沢市寺山修司記念館
 問三沢市寺山修司記念館 ☎593434

六戸町

いっこく堂スーパーライブ

とき 2月16日(日) 午後2時30分～

ところ 六戸町文化ホール
 チケット 全席指定3,000円
 ※好評発売中です！

問六戸町文化ホール ☎55511

おいらせ町

新春！うそ八百・ほら吹き大会

「一つのホラが地域の夢に」をテーマに地域の夢や将来を語ります。
 とき 1月19日(日) 午後1時～4時
 ところ おいらせ町みなくる館
 問おいらせ町企画財政課
 ☎0178-56-4273

百石えんぶり

春を告げ、五穀豊穡を祈願する百石えんぶり。180年以上の伝統を持ち上北郡内唯一残るえんぶりです。
 とき 2月15日(土)～17日(月)
 午前9時～午後4時
 ところ おいらせ町分庁舎周辺
 問おいらせ町社会教育・体育課
 ☎0178-56-4276

あなたの街の法律相談



～第11回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「借家契約」についてです。

問まちづくり支援課 ☎6777

Q 借りていたアパートから引っ越すことになりました。退去の際は元通りにする必要があると聞いたのですが、どこまでやれば良いですか。

A 借り主には、自分の物を撤去して、物件を返す義務があります。これを原状回復義務といいます。「原状の回復」と聞くと「古くなったものを元通り新品にして返す」というイメージを持たれるかも知れませんが、そこまでの必要はありません。自分が持ち込んだものを撤去すれば十分です。ただし、社会常識として掃除は必要でしょう。

Q 退去の際、敷金から壁紙クロス
の交換費用を差し引くと言われました。

A 物は時間の経過とともに古くなるのは当然ですから、①普通に使用している価値が落ちたものは負担しません。逆に、②普通に使用していたとは言えない汚れ、傷は借り主が負担

することになります。壁紙クロスが自然に色落ちしたり、結露から発生したカビで汚れたり、冷蔵庫の裏で黒ずんでいたとしても、通常の使用によるものですから交換費用は借り主の負担ではありません。よって、敷金から差し引くことはできません。

Q 壁紙クロスを不注意で破いてしまったときはどうなりますか。

A この場合は、通常の使用方法によるものではありませんから、借り主が負担することになります。もっとも、負担の範囲は、基本的に補修した部分だけ、広くてもその壁紙クロス1枚だけです。これをきっかけに部屋全体の壁紙クロスを全部貼り替えることになったとしても、全部について負担する必要はありません。

Q 契約更新月を迎えますが、次の契約から家賃を2倍にすると聞かれました。

A 法律は借家人を保護しています。貸し主が、家賃を増額しなければ更新しないと希望しても、まず不可能です。貸し主の申し出は明確に断った上で、前と同じ家賃を払えば、そのまま住み続けることができます。

(文責：弁護士 十枝内 亘)

弁護士法人十枝内総合法律事務所
 十和田支所 ☎214005